

別紙—8 配水池清掃仕様（第26条(6)イ関係）

1. 目的

本清掃業務は、水道施設(配水池)を使用しながら、かつ、断水することなく通常どおりに水道水の供給をしながら、配水池清掃専用の水中ロボット（以下「ロボット」という。）にて、配水池の底版に堆積した沈殿物等を除去することを目的とする。

2. 実施箇所

浄水場名 対象施設	構造	容量 m ³	底面積 m ²	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
堀米浄水場 No.1 配水池	RC	6,000	1,000					○
奈良渕浄水場 配水池 2池	RC	2,000	140	○				
奈良渕浄水場 調整池	RC	200	70	○				
田沼浄水場 浄水池	RC	240	60			○		
多田浄水場 浄水池	RC	300	100			○		
戸奈良浄水場 浄水池	RC	80	27			○		
船越浄水場 浄水池	RC	105	30			○		
鉢木浄水場 浄水池	RC	335.7	95		○			
野上南浄水場 浄水池・着水井	RC	32	6				○	
野上南浄水場 配水池	RC	234	80				○	
野上中浄水場 浄水池・着水井	RC	24	12				○	
野上中浄水場 配水池	RC	146	50				○	
野上北浄水場 浄水池	RC	5.6	3					○
野上北浄水場 小戸配水池	RC	144	48					○
常盤第1浄水場 No2 配水池	PC	550	100		○			

別紙—8 配水池清掃仕様（第26条(6)イ関係）

3. 実施方法

- (1) 本業務は飲料水に関連した施設の清掃作業のため、作業を実施するに当たり、特に衛生面に留意し常に清潔を保持しなければならない。また、作業従事者は定期的に赤痢菌等腸内細菌検査を受け、異常のない者とする。
- (2) 本業務はロボットを使用するものとする。
- (3) 水槽内に入れる機材は全て塩素消毒を行わなければならない。塩素消毒は水槽に入れる度ごとに行うものとする。
- (4) 底版清掃は、水槽内で濁水等を発生することなく行わなければならない。
- (5) 収集した沈殿物は、環境等に配慮し、発注者及び監督職員の了解のもとで処理するものとする。
- (6) 底版および水槽の壁、配管などの水槽本体の調査も同時に行うものとする。調査の際、必要に応じてその映像または写真を記録として保存するものとする。
- (7) 業務完了時には作業内容と作業工程毎の作業写真を記載した文書による報告書と映像による報告書を提出するものとする。
- (8) ロボットで出来ない場合は、潜水土等により実施するものとする。